

旧（現行）	新（改正案）
<p style="text-align: center;">土地区画整理法第 76 条事務手続要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成 12 年 3 月 28 日 都事第 546 号 最新改正 平成 30 年 7 月 13 日 都市調第 172 号</p> <p>1 目的</p> <p>この要領は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号 以下「法」という。）第 76 条に基づく許可の事務手続きを規定し、円滑な事務処理を図ることを目的とする。</p> <p>（2 から 5 まで省略）</p> <p>6 法第 76 条許可の文書の処理</p> <p>（1）市施行の場合</p> <p>ア 許可の場合</p> <p><u>（ア）事務所等は、「土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく審査基準」を基に審査する。</u></p> <p><u>（イ）</u>事務所等は、許可申請書を審査後、決裁する。このとき、許可通知書（第 2 - 1 号様式）に許可の内容と許可条件等を記載し、決裁後に横浜市長公印を押印する。</p> <p><u>（ウ）</u>事務所等は、押印後、許可通知書を申請者に交付する。</p> <p>イ 許可しない場合</p> <p>（ア）事務所等は、許可しない理由を明記の上、不許可通知書（第 3 号様式）を決裁する。</p> <p>（イ）事務所等は、決裁後、不許可通知書に横浜市長公印を押印し、申請者に交付する。</p> <p>（2）市施行以外の場合</p> <p>ア 許可の場合</p> <p><u>（ア）担当課は、「土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく審査基準」を基に審査する。</u></p> <p><u>（イ）</u>担当課は、許可申請書を審査後、決裁する。このとき、許可通知書（第 2 - 2 号様式）に許可の内容と許可条件等を記載し、決裁後に横浜市長公印を押印する。</p> <p><u>（ウ）</u>担当課は、押印後、許可通知書を申請者に交付する。</p> <p>イ 許可しない場合</p> <p>（ア）担当課は、許可しない理由を明記の上、不許可通知書（第 3 号様式）を決裁する。</p> <p>（イ）担当課は、決裁後、不許可通知書に横浜市長公印を押印し、申請者に交付する。</p> <p>7 許可後の事務（市施行のみ）</p>	<p style="text-align: center;">土地区画整理法第 76 条事務手続要領</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成 12 年 3 月 28 日 都事第 546 号 <u>最新改正 令和 7 年 9 月 1 日 都市調第 321 号</u></p> <p>1 目的</p> <p>この要領は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 76 条に基づく許可の事務手続きを規定し、円滑な事務処理を図ることを目的とする。</p> <p>（2 から 5 まで省略）</p> <p>6 法第 76 条許可の文書の処理</p> <p>（1）市施行の場合</p> <p><u>事務所等は、「土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく審査基準」を基に審査する。</u></p> <p>ア 許可の場合</p> <p>（ア）事務所等は、許可申請書を審査後、決裁する。このとき、許可通知書（第 2 - 1 号様式）に許可の内容と許可条件等を記載し、決裁後に横浜市長公印を押印する。</p> <p>（イ）事務所等は、押印後、許可通知書を申請者に交付する。</p> <p>イ 許可しない場合</p> <p>（ア）事務所等は、許可しない理由を明記の上、不許可通知書（第 3 号様式）を決裁する。</p> <p>（イ）事務所等は、決裁後、不許可通知書に横浜市長公印を押印し、申請者に交付する。</p> <p>（2）市施行以外の場合</p> <p><u>担当課は、「土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく審査基準」を基に審査する。</u></p> <p>ア 許可の場合</p> <p>（ア）担当課は、許可申請書を審査後、決裁する。このとき、許可通知書（第 2 - 2 号様式）に許可の内容と許可条件等を記載し、決裁後に横浜市長公印を押印する。</p> <p>（イ）担当課は、押印後、許可通知書を申請者に交付する。</p> <p>イ 許可しない場合</p> <p>（ア）担当課は、許可しない理由を明記の上、不許可通知書（第 3 号様式）を決裁する。</p> <p>（イ）担当課は、決裁後、不許可通知書に横浜市長公印を押印し、申請者に交付する。</p> <p>7 許可後の事務（市施行のみ）</p>

- (1) 工事完了後、申請者は、事務所等に完了届（第4号様式）を提出する。
- (2) 事務所等は、許可の内容と完了届の照合を行う。
- (3) 事務所等は、許可の内容と許可の条件に基づき、工事完了後の現地確認等を行う。
- (4) 事務所等は、現地において、建築行為等が申請されたものと異なっていないか、工事により道路等公共施設及び仮換地の境界点杭等が損傷を受けていないか、付された条件は守られているかについて確認する。
- (5) 事務所等は、現地確認後、完了届の決裁欄にて決裁する。

#### 8 法第76条許可申請取り下げの処理

##### (1) 市施行の場合

- ア 申請者は、法第76条許可申請後、許可通知書の交付を受ける前に取り下げる場合には、事務所等に取下げ書（第5号様式）を提出する。
- イ 事務所等は、取下げ書を決裁する。

##### (2) 市施行以外の場合

- ア 申請者は、法第76条許可申請後、許可通知書の交付を受ける前に取り下げる場合には、担当課に取下げ書（第5号様式）を提出する。
- イ 担当課は、取下げ書を決裁する。

#### 9 法第76条許可後、取り止めの処理

##### (1) 市施行の場合

- ア 申請者は、許可通知書の交付を受けた後に取り止める場合には、事務所等に取止め書（第6号様式）を提出する。
- イ 事務所等は、取止め書を決裁する。

##### (2) 市施行以外の場合

- ア 申請者は、許可通知書の交付を受けた後に取り止める場合には、担当課に取止め書（第6号様式）を提出する。
- イ 担当課は、取止め書を決裁する。

(10 から 11 (1) まで省略)

##### (2) 2回目の是正通知

施行者は、書面による1回目の是正の通知を行ったにもかかわらず是正しない場合には、次により是正期限を定めた書面を通知するものとする。

- (1) 工事完了後、申請者は、事務所等に完了届（第4号様式）を提出する。
- (2) 事務所等は、許可の内容と完了届の照合を行う。
- (3) 事務所等は、許可の内容と許可の条件に基づき、工事完了後の現地確認等を行う。
- (4) 事務所等は、現地において、建築行為等が申請されたものと異なっていないか、工事により道路等公共施設及び仮換地の境界点杭等が損傷を受けていないか、付された条件は守られているかについて確認する。
- (5) 事務所等は、現地確認後、完了届にて決裁する。

#### 8 法第76条許可申請取り下げの処理

##### (1) 市施行の場合

- ア 申請者は、法第76条許可申請後、許可通知書の交付を受ける前に取り下げる場合には、事務所等に取下書（第5号様式）を提出する。
- イ 事務所等は、取下書を決裁する。

##### (2) 市施行以外の場合

- ア 申請者は、法第76条許可申請後、許可通知書の交付を受ける前に取り下げる場合には、担当課に取下書（第5号様式）を提出する。
- イ 担当課は、取下書を決裁する。

#### 9 法第76条許可後、取り止めの処理

##### (1) 市施行の場合

- ア 申請者は、許可通知書の交付を受けた後に取り止める場合には、事務所等に取止書（第6号様式）を提出する。
- イ 事務所等は、取止書を決裁する。

##### (2) 市施行以外の場合

- ア 申請者は、許可通知書の交付を受けた後に取り止める場合には、担当課に取止書（第6号様式）を提出する。
- イ 担当課は、取止書を決裁する。

(10 から 11 (1) まで省略)

##### (2) 2回目の是正通知

施行者は、書面による1回目の是正の通知を行ったにもかかわらず是正しない場合には、次により是正期限を定めた書面を通知するものとする。

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

施行者名 印

原状回復について（通知）

あなたが行った行為について、平成 年 月 日 第 号をもって、原状回復することをお願いしましたが、いまだにあなたが自ら原状回復していないため、土地区画整理事業の施行の障害となっています。

ついては、平成 年 月 日までに必ず原状回復してください。

なお、期限までに原状回復していないときは、違反行為の是正措置について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 4 項に基づく原状回復を命じるよう横浜市長に依頼することとなります。

所在地

行為の内容

連絡先  
事務所名  
電話番号

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

施行者名 印

原状回復について（通知）

あなたが行った行為について、 年 月 日 第 号をもって、原状回復することをお願いしましたが、いまだにあなたが自ら原状回復していないため、土地区画整理事業の施行の障害となっています。

ついては、 年 月 日までに必ず原状回復してください。

なお、期限までに原状回復していないときは、違反行為の是正措置について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 4 項に基づく原状回復を命じるよう横浜市長に依頼することとなります。

所在地

行為の内容

連絡先  
事務所名  
電話番号

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

施行者名 印

違反建築物等の移転（除却）について（通知）

あなたが所有する次の建築物等について、平成 年 月 日 第 号をもって、移転（除却）することをお願いしましたが、いまだにあなたが自ら移転（除却）していないため、土地区画整理事業の施行の障害となっています。

ついては、平成 年 月 日までに必ず移転（除却）してください。

なお、期限までに移転（除却）を完了していないときは、違反建築物等の是正措置について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 4 項に基づく移転（除却）を命じるよう横浜市長に依頼することとなります。

建築物等の所在地

建築物等の表示

連絡先  
事務所名  
電話番号

（注）移転又は除却のいずれかを記載する。

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

施行者名 印

違反建築物等の移転（除却）について（通知）

あなたが所有する次の建築物等について、 年 月 日 第 号をもって、移転（除却）することをお願いしましたが、いまだにあなたが自ら移転（除却）していないため、土地区画整理事業の施行の障害となっています。

ついては、 年 月 日までに必ず移転（除却）してください。

なお、期限までに移転（除却）を完了していないときは、違反建築物等の是正措置について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条第 4 項に基づく移転（除却）を命じるよう横浜市長に依頼することとなります。

建築物等の所在地

建築物等の表示

連絡先  
事務所名  
電話番号

（注）移転又は除却のいずれかを記載する。

附 則  
(施行期日)  
この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 21 年 9 月 16 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)  
この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 21 年 9 月 16 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

# 許可申請書

施行地区名 土地区画整理法第76条第1項の規定により、下記のとおり許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> (申請先) 横浜市長 <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話</p>					
申請の種類	1 土地の形質の変更 2 建築物等の新增改築 3 物件の設置、たい積				
行為の場所	区 町 番地 施行地区内 街区 号・ 号				
敷地面積	m <sup>2</sup>		自己所有地	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>		借地	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>		その他	m <sup>2</sup>	
行為の種類	(1)土地の形質の変更	整地面積	m <sup>2</sup>	切土高さ	m
	(2)建築物その他の工作物	建築物の面積	1 既存床面積	m <sup>2</sup>	その他の工作物の延長面積
			2 新築床面積	m <sup>2</sup>	
			3 増改築面積	m <sup>2</sup>	
		合計 延床面積	m <sup>2</sup>		
		構造概要	造 階建(その他)		
用途目的	(3)物件の設置又はたい積	概要			
工期	工事着手予定年月日 平成 年 月 日				
	工事完了予定年月日 平成 年 月 日				
備考					
代理人住所等	住所 氏名 電話				
施行者の意見					

(第1号様式)

# 許可申請書

施行地区名 土地区画整理法第76条第1項の規定により、下記のとおり許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> (申請先) 横浜市長 <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話</p>					
申請の種類	1 土地の形質の変更 2 建築物等の新增改築 3 物件の設置、たい積				
行為の場所	区 町 番地 施行地区内 街区 号・ 号				
敷地面積	m <sup>2</sup>		自己所有地	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>		借地	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>		その他	m <sup>2</sup>	
行為の種類	(1)土地の形質の変更	整地面積	m <sup>2</sup>	切土高さ	m
	(2)建築物その他の工作物	建築物の面積	1 既存床面積	m <sup>2</sup>	その他の工作物の延長面積
			2 新築床面積	m <sup>2</sup>	
			3 増改築面積	m <sup>2</sup>	
		合計 延床面積	m <sup>2</sup>		
		構造概要	造 階建(その他)		
用途目的	(3)物件の設置又はたい積	概要			
工期	工事着手予定年月日 年 月 日				
	工事完了予定年月日 年 月 日				
備考					
代理人住所等	住所 氏名 電話				
施行者の意見					

(第2-1号様式)

(事務所等用)

横浜市 指令第 号  
平成 年 月 日

住所  
氏名 様

横浜市長 印

## 許可通知書

平成 年 月 日付で申請のあった 施行地区内 区 町 番地  
街区 号・ 号

の建築行為等については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項及び第3項の規定により、下記の条件を付して許可します。

許可条件

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に審査請求することができます。この場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2 行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、本許可に添付されている関係図書を紛失したり、無断で変更した場合には、許可を取り消すこともあるので注意してください。

### 注意事項

- 許可条件を付された場合には、これを守ってください。
- この許可を受けた後に、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）があった場合には、取止書~~め~~を提出のうえ再度申請手続きを行ってください。
- 建築行為等が完了したときは、すみやかに完了届を提出し、完了の確認を受けてください。

(第2-1号様式)

(事務所等用)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

横浜市長 印

## 許可通知書

年 月 日付で申請のあった 施行地区内 区 町 番地  
街区 号・ 号

の建築行為等については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項及び第3項の規定により、下記の条件を付して許可します。

許可条件

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に審査請求することができます。この場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2 行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、本許可に添付されている関係図書を紛失したり、無断で変更した場合には、許可を取り消すこともあるので注意してください。

### 注意事項

- 許可条件を付された場合には、これを守ってください。
- この許可を受けた後に、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）があった場合には、取止書を提出のうえ再度申請手続きを行ってください。
- 建築行為等が完了したときは、すみやかに完了届を提出し、完了の確認を受けてください。

(第2-2号様式)

(担当課用)

横浜市 指令第 号  
平成 年 月 日

住所  
氏名 様

横浜市長 印

### 許可通知書

平成 年 月 日付で申請のあった 施行地区内 区 町 番地  
街区 号・ 号

の建築行為等については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項及び第3項の規定により、下記の条件を付して許可します。

許可条件

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に審査請求することができます。この場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2 行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、本許可に添付されている関係図書を紛失したり、無断で変更した場合には、許可を取り消すこともあるので注意してください。

#### 注意事項

- 許可条件を付された場合には、これを守ってください。
- この許可を受けた後に、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）があった場合には、取止書~~め~~を提出のうえ再度申請手続きを行ってください。

(第2-2号様式)

(担当課用)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

横浜市長 印

### 許可通知書

年 月 日付で申請のあった 施行地区内 区 町 番地  
街区 号・ 号

の建築行為等については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項及び第3項の規定により、下記の条件を付して許可します。

許可条件

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に審査請求することができます。この場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2 行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、本許可に添付されている関係図書を紛失したり、無断で変更した場合には、許可を取り消すこともあるので注意してください。

#### 注意事項

- 許可条件を付された場合には、これを守ってください。
- この許可を受けた後に、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）があった場合には、取止書を提出のうえ再度申請手続きを行ってください。

(第3号様式)

横浜市 指令第 号  
平成 年 月 日

住所  
氏名 様

横浜市長 印

### 不許可通知書

平成 年 月 日付で土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項及び第3項の規定により申請のあった 施行地区内 区 町 番地 街区 号・号

における建築行為等については、次の理由により許可しないので、通知します。

不許可理由

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に審査請求することができます。この場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
- 行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

(第3号様式)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

横浜市長 印

### 不許可通知書

年 月 日付で土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項及び第3項の規定により申請のあった 施行地区内 区 町 番地 街区 号・号

における建築行為等については、次の理由により許可しないので、通知します。

不許可理由

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に審査請求することができます。この場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
- 行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として取消訴訟を提起することができます。

(第4号様式)

施行地区名

# 完了届

下記のとおり工事を完了したので、届け出ます。

(申請先)

横浜市長

平成 年 月 日

住 所

届出者名

電 話

指令番号及び 許可年月日	指令第 号 平成 年 月 日許可
行為の場所	区 町 番地
完了期日	平成 年 月 日

※は記入しないで下さい

※ 決 裁 欄	起案 日	年 月	決裁	年 月 日	※ 受 付 欄
	所長・課長	担当係 長	担 当 者	確 認 年 月 日	
				平成 年 月 日	

(第4号様式)

施行地区名

# 完了届

下記のとおり工事を完了したので、届け出ます。

(申請先)

横浜市長

年 月 日

住 所

届出者名

電 話

指令番号及び 許可年月日	指令第 号 年 月 日許可
行為の場所	区 町 番地
完了期日	年 月 日

※は記入しないで下さい

※ 決 裁 欄	起案 日	年 月	決裁	年 月 日	※ 受 付 欄
	所長・課長	担当係 長	担 当 者	確 認 年 月 日	
				年 月 日	

(第5号様式)

施行地区名 \_\_\_\_\_

# 取 下 げ 書

平成 年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

1 受付年月日及び受付番号

平成 年 月 日  
号

2 建築行為等の場所

区 町 番  
街区 号・号

上記の土地区画整理法第76条に関する許可申請については、次の理由により取り下げます。

(理由)

(第5号様式)

施行地区名 \_\_\_\_\_

# 取 下 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

1 受付年月日及び受付番号

年 月 日  
号

2 建築行為等の場所

区 町 番  
街区 号・号

上記の土地区画整理法第76条に関する許可申請については、次の理由により取り下げます。

(理由)

(第6号様式)

施行地区名 \_\_\_\_\_

# 取 止 め 書

平成 年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

1 指令番号及び許可年月日

平成 年 月 日  
横浜市 指令第 号

2 建築行為等の場所

区 町 番  
街区 号・号

上記の土地区画整理法第76条に関する許可申請については、次の理由により取り止めます。

(理由)

(第6号様式)

施行地区名 \_\_\_\_\_

# 取 止 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

1 指令番号及び許可年月日

年 月 日  
横浜市 指令第 号

2 建築行為等の場所

区 町 番  
街区 号・号

上記の土地区画整理法第76条に関する許可申請については、次の理由により取り止めます。

(理由)

(第7号様式)

施行地区名 \_\_\_\_\_

## 変更届

平成 年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所  
氏名  
電話

1 許可年月日及び許可番号

平成 年 月 日  
号

2 建築行為等の場所

区 町 番  
街区 号・号

3 変更の理由

4 変更の内容

注：変更届は2部提出してください。

(第7号様式)

施行地区名 \_\_\_\_\_

## 変更届

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所  
氏名  
電話

1 許可年月日及び許可番号

年 月 日  
号

2 建築行為等の場所

区 町 番  
街区 号・号

3 変更の理由

4 変更の内容

注：変更届は2部提出してください。

(別添)

### 図書一覧

行為の種類 図書	土地の形質の変更	建築物、その他の 工作物の新 築、改築、 増築		物件の設置たい積
		建築物	工作物	
申請書	○	○	○	○
委任状〈注1〉	△	△	△	△
使用権限を有することを 照明する文書〈注2〉	△	△	△	△
案内図	○	○	○	○
配置図（縮尺1/200以上）	○	○	○	○
平面図（縮尺1/200以上）		○		
断面図（縮尺1/200以上）	○	○	△ 〈注3〉	
立面図（縮尺1/200以上）		○	○	
構造図（縮尺1/100以上）			△ 〈注3〉	
求積図（縮尺1/200以上）	○	○	○	○
その他必要な図書〈注4〉	△	△	△	△

許可申請書及び許可通知書には、必要図書を添付すること。

○印は、必要図書

△印は、注1～4による

注1 許可申請を代理人に委任する場合は必要

注2 申請者と土地所有者が同一人でない場合は必要（土地使用承諾書など）

注3 工作物の種類により、審査に必要な場合は必要

注4 その他、市が審査に必要である場合には、必要な書類を添付するものとする。

(別添)

### 図書一覧

行為の種類 図書	土地の形質の変更	建築物、その他 の工作物の新 築、改築、 増築		物件の設置たい積
		建築物	工作物	
申請書	○	○	○	○
委任状〈注1〉	△	△	△	△
使用権限を有することを 証明する文書〈注2〉	△	△	△	△
案内図	○	○	○	○
配置図（縮尺1/200以上）	○	○	○	○
平面図（縮尺1/200以上）		○		
断面図（縮尺1/200以上）	○	○	△ 〈注3〉	
立面図（縮尺1/200以上）		○	○	
構造図（縮尺1/100以上）			△ 〈注3〉	
求積図（縮尺1/200以上）	○	○	○	○
その他必要な図書〈注4〉	△	△	△	△

許可申請書及び許可通知書には、必要図書を添付すること。

○印は、必要図書

△印は、注1～4による

注1 許可申請を代理人に委任する場合は必要

注2 申請者と土地所有者が同一人でない場合は必要（土地使用承諾書など）

注3 工作物の種類により、審査に必要な場合は必要

注4 その他、市が審査に必要である場合には、必要な書類を添付するものとする。

土地区画整理法第 76 条第 1 項に基づく審査基準の新旧対照表

現行	改正案
<p>2 別表 <u>1</u> の「事業の施行の障害となる行為」及び「事業の施行の障害となるおそれのある行為」については、次のすべてに該当する場合は、法第 76 条第 1 項の規定の建築等の許可を行うことができる。</p> <p>(1) 法第 98 条第 1 項に基づく仮換地指定による使用収益の開始又は法第 99 条第 2 項による使用収益の開始がなされていること。</p> <p>(2) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「宅造法」という。）第 8 条許可区域内及び宅造法第 11 条協議成立区域内においては、宅造法第 12 条に基づく「検査済証」及び横浜市宅地造成規制法施行細則第 10 条に基づく「一部完了検査済証」が交付されていること。</p>	<p>2 別表の「事業の施行の障害となる行為」及び「事業の施行の障害となるおそれのある行為」については、次のすべてに該当する場合は、法第 76 条第 1 項の規定の建築等の許可を行うことができる。</p> <p>(1) 法第 98 条第 1 項に基づく仮換地指定による使用収益の開始又は法第 99 条第 2 項による使用収益の開始がなされていること。</p> <p>(2) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第12条第1項の許可区域内及び盛土規制法第15条第1項の協議成立区域内においては、盛土規制法第17条第1項の規定による（工事の一部が完了した場合においては、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第24条第1項の規定による）申請により、盛土規制法第17条第2項に基づく「検査済証」が交付されていること。</u></p>
<p>3 換地設計が完了し公共施設等の工事に伴い、従前建築物等を仮換地又は仮換地予定地に移転することが必要となった場合、建築物等を建築するため、別表 <u>1</u> の「事業の施行の障害となる行為」及び「事業の施行の障害となるおそれのある行為」については、次のすべてに該当する場合は、法第 76 条第 1 項の建築等の許可を行うことができる。</p> <p>(1) 事業施行期間中に当該建築物等の移転が生じないこと。</p> <p>(2) 当該建築物等に係る公共施設及び供給処理施設が利用可能であること。</p> <p>(3) 当該建築物等の宅地の安全性が確保されていること。</p>	<p>3 換地設計が完了し公共施設等の工事に伴い、従前建築物等を仮換地又は仮換地予定地に移転することが必要となった場合、建築物等を建築するため、別表の「事業の施行の障害となる行為」及び「事業の施行の障害となるおそれのある行為」については、次のすべてに該当する場合は、法第 76 条第 1 項の建築等の許可を行うことができる。</p> <p>(1) 事業施行期間中に当該建築物等の移転が生じないこと。</p> <p>(2) 当該建築物等に係る公共施設及び供給処理施設が利用可能であること。</p> <p>(3) 当該建築物等の宅地の安全性が確保されていること。</p>
<p>4 従前地において、別表 <u>1</u> の「事業の施行の障害となるおそれがある行為」に該当し、かつ、次のいずれかの場合は、必要な条件を付して法第 76 条第 1 項の建築物等の許可を行うことができる。</p> <p>(1) 建築物等が風水害・地震・火災等による崩壊或いは焼失した場合</p> <p>(2) 現況建築物の老朽化が著しく危険な状態と認められる場合</p> <p>(3) 当初の事業計画決定から 10 年以上経過し、土地所有者及び借地権者の生活環境の維持・保全を図るための</p>	<p>4 従前地において、別表の「事業の施行の障害となるおそれがある行為」に該当し、かつ、次のいずれかの場合は、必要な条件を付して法第 76 条第 1 項の建築物等の許可を行うことができる。</p> <p>(1) 建築物等が風水害・地震・火災等による崩壊或いは焼失した場合</p> <p>(2) 現況建築物の老朽化が著しく危険な状態と認められる場合</p> <p>(3) 当初の事業計画決定から 10 年以上経過し、土地所有者及び借地権者の生活環境の維持・保全を図るための</p>

<p>建築物、公益上必要な建築物又はその他の工作物</p> <p>(4) 高齢・障害等の要因により、本人の生活環境の維持・保全を図る場合</p> <p>(5) 仮設建築物の新築又はその他の工作物の新築、改築又は増築を行う場合、物件の設置を行う場合において、施行者が特にやむを得ないと認められる場合に限る。</p>	<p>建築物、公益上必要な建築物又はその他の工作物</p> <p>(4) 高齢・障害等の要因により、本人の生活環境の維持・保全を図る場合</p> <p>(5) 仮設建築物の新築又はその他の工作物の新築、改築又は増築を行う場合、物件の設置を行う場合において、施行者が特にやむを得ないと認められる場合に限る。</p>
<p>別表 <u>1</u></p> <p>1 許可対象行為</p> <p>(1) 土地の形質の変更</p> <p>盛土、切土、土の入替又は埋立を対象とする。ただし、畑等を耕す行為、土地表面の整地のために行う行為は除く。</p>	<p>別表</p> <p>1 許可対象行為</p> <p>(1) 土地の形質の変更</p> <p>盛土、切土、土の入替又は埋立を対象<u>と</u>する。ただし、畑等を耕す行為、土地表面の整地のために行う行為は除く。</p>
<p>別表 <u>1</u></p> <p>2 事業の施行の障害となる行為</p> <p>(1) 土地の形質の変更</p> <p><u>① 形の変更</u></p> <p>ア 切土の高さが2 mを超える場合。<u>。</u></p> <p>イ 盛土の高さが1 mを超える場合。<u>。</u></p> <p>ウ 一体的な切盛土の高さが2 mを超える場合。<u>。</u></p> <p>エ 切土、盛土をする土地の面積が500 m<sup>2</sup>を超える場合。<u>。</u></p> <p><u>② 質の変更</u></p> <p>コンクリート廃材、瓦礫、泥土等整地工事に使用できない材料を用いた盛土又は土の入替え。</p> <p><u>③</u> その他施行者が事業の施行の障害となると認める土地の形質の変更。<u>。</u></p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築</p> <p><u>①</u> 都市計画法第54条に規定する基準を超えるもの。</p> <p><u>②</u> その他施行者が事業の施行の障害となると認める建築物の新築、改築又は増築。<u>。</u></p> <p>(3) その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p><u>①</u> 建築基準法施行令第138条で指定する工作物(一定規模以上の煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等)。<u>。</u></p> <p><u>②</u> セメントコンクリート又はアスファルトコンクリートの舗装で、個々又は合算の厚さが15 cmを超える舗装。<u>。</u></p> <p><u>③</u> その他施行者が事業の施行の障害となると認める工作物の新築、改築又は増築。<u>。</u></p> <p>(4) 物件の設置又はたい積</p> <p>施行者が事業の施行の障害となると認める物件の設置又はたい積。<u>。</u></p>	<p>別表</p> <p>2 事業の施行の障害となる行為</p> <p>(1) 土地の形質の変更</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア 切土の高さが2 mを超える場合</p> <p>イ 盛土の高さが1 mを超える場合</p> <p>ウ 一体的な切盛土の高さが2 mを超える場合</p> <p>エ 切土、盛土をする土地の面積が500 m<sup>2</sup>を超える場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>オ</u> コンクリート廃材、瓦礫、泥土等整地工事に使用できない材料を用いた盛土又は土の入替え。</p> <p><u>カ</u> その他施行者が事業の施行の障害となると認める土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築</p> <p><u>ア</u> 都市計画法第54条第1項第3号に規定する基準を超えるもの。</p> <p><u>イ</u> その他施行者が事業の施行の障害となると認める建築物の新築、改築又は増築</p> <p>(3) その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p><u>ア</u> 建築基準法施行令第138条で指定する工作物(一定規模以上の煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等)</p> <p><u>イ</u> セメントコンクリート又はアスファルトコンクリートの舗装で、個々又は合算の厚さが15 cmを超える舗装</p> <p><u>ウ</u> その他施行者が事業の施行の障害となると認める工作物の新築、改築又は増築</p> <p>(4) 物件の設置又はたい積</p> <p>施行者が事業の施行の障害となると認める物件の設置又はたい積</p>